

アンサンブルコンテスト東北大会 実施規定

第1章 総 則

(大会名称)

第1条 この大会は、「全日本アンサンブルコンテスト東北大会」という。

(実 施)

第2条 全日本アンサンブルコンテスト東北大会（以下、東北大会）は、各県から推薦されたグループが参加して毎年実施する。

(各県連盟)

第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 青森県吹奏楽連盟 | (2) 秋田県吹奏楽連盟 |
| (3) 岩手県吹奏楽連盟 | (4) 山形県吹奏楽連盟 |
| (5) 宮城県吹奏楽連盟 | (6) 福島県吹奏楽連盟 |

(会場・日時)

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、東北吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で決める。

2 理事会は、毎年4月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

第2章 実施部門および参加人員

(実施部門)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| (1) 小学校の部 | (2) 中学校の部 | (3) 高等学校の部 |
| (4) 大学の部 | (5) 職場・一般の部 | |

(参加人員)

第6条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

第3章 資 格

(参加資格)

第7条 参加資格は、東北吹奏楽連盟（以下、東北吹連）に登録された団体に所属するグループで次の通りとする。

- (1) 小学校の部
団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。
- (2) 中学校の部
団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
- (3) 高等学校の部
団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
- (4) 大学の部
団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。
- (5) 職場・一般
団体の構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が二つ以上のグループに重複して参加することを認めない。

(入賞取消)

第9条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 演奏・審査

(編成)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器などを中心にしたものを原則とする。ただし、(1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは、認めない。
(2) 独立した指揮者は認めない。
(3) ピアノ・ハープ・チェレスタ・オルガン・チェンバロ・アコーディオン等の使用は認めない。
(4) 電子楽器の使用は、認めない。

(審査)

第11条 **参加**グループは、自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲は1曲とみなす。ただし、演奏曲は県予選で演奏したものとする。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から許諾を受けなければならない。許諾を受けずにコンテストに出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は、5分以内とする。

第14条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏順序)

第15条 **演奏**順序と部門順序は、その年度の実行委員において決定する。

(審査員)

第16条 審査員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第17条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

2 全国大会推薦グループには、トロフィーを贈る。

(代表)

第18条 参加グループの中から次の数のグループを全国大会に推薦する。

中学校の部・・・2 高等学校の部・・・2

大学の部・・・1 職場・一般の部・・・2

ただし、同一校からは1グループまでとする。

第5章 県代表

(県代表)

第19条 各県連盟は、県代表グループを決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北吹連事務局に推薦・報告する。

(推薦団体数)

第20条 各県連盟は、各部門別に次のグループ数を推薦できる。

小学校の部・・・2 中学校の部・・・4

高等学校の部・・・4 大学の部・・・1

職場・一般の部・・・1

(参加費用)

第21条 参加に要する費用については、参加グループの負担とする。

第6章 その他

(共催・後援)

第22条 東北大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第23条 東北大会実行委員には東北吹連事務局と主管県の役員があたる。

(実施要項)

第24条 その他の開催上の細目については、実行委員会が定める。

(改定)

第25条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、平成15年12月6日より実施する。

この規定は、平成17年4月23日一部規定改正。

この規定は、平成20年4月26日一部規定改正。

この規定は、平成21年4月25日一部規定改正。

この規定は、平成24年4月28日一部規定改正。

この規定は、平成25年4月27日一部規定改正。

この規定は、平成29年2月4日一部規定改正。

アンサンブルコンテスト東北大会 審査内規

第1条 この内規は、アンサンブルコンテスト東北大会実施規定第16条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、自由曲を技術と表現について、それぞれ10段階に評価する。

第3条 審査結果の処理は、理事長と理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、東北代表選出方法は、次の通りとする。

1 自由曲の評価を点数に換算し、総合点の高いグループを代表とする。

2 1で決着がつかない場合は、審査員の投票で決める。

第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。

第6条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。

第7条 この内規は、理事会の議決により、改定することができる。

附則

この内規は、平成15年12月6日より実施する。

この内規は、平成21年4月25日一部内規改正。